

特別養護老人ホーム恒幸園 (指定介護老人福祉施設)

運 営 規 程

社会福祉法人 恒徳会

第1条 (目的)

この規程は、社会福祉法人 恒徳会が、介護保険法による指定介護老人福祉施設事業を実施するにあたり必要とする事項を定め、事業の円滑な運営を図ることを目的とする。

第2条 (基本方針)

利用者が可能な限りその居宅における生活への復帰を念頭において、入浴、排泄、食事等の介護、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与その他日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行なうことにより、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするものとする。

第3条 (運営方針)

本事業において提供する施設サービスは、介護保険法並びに関係する厚労省令、告示の趣旨及び内容に沿ったものとする。

- 2 利用者について、その者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その者の心身の状況等に応じて、日常生活に必要な援助を妥当適切に行うものとする。
- 3 施設サービスの提供は、施設サービス計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行うものとする。
- 4 施設サービスの提供にあたっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わないものとする。
- 5 事業所は自らその提供する施設サービスの質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。

第4条 (事業所の名称等)

事業を行なう事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 特別養護老人ホーム 恒幸園
- (2) 所在地 茨城県筑西市向川澄98番地1

第5条 (利用定員)

施設の定員は53名とする。

2 ユニット数及びユニットごとの入居定員は次の各号に掲げるとおりとする。

- | | | |
|-----------------|----|-------|
| (1) ユニット数 | | 7ユニット |
| (2) ユニットごとの入居定員 | 9名 | 2ユニット |
| | 8名 | 4ユニット |
| | 3名 | 1ユニット |

第6条（職員の員数）

介護老人福祉施設事業を実施するため、次の職員を置く。

- 1 管理者（施設長） 1人
職員を指揮監督し、事業実施の管理及び運営にあたる。
- 2 医師（非常勤） 1人
- 3 生活相談員 1人
利用者の生活相談、処遇の企画や実施等を行なう。
- 4 介護支援専門員 1人
施設サービス計画の作成等を行なう。
- 5 看護職員 3人
利用者の保健衛生並びに看護業務を行なう。
- 6 介護職員 32人
利用者の介護・介助にあたる。
- 7 機能訓練指導員 1人
日常生活を営むのに必要な機能を改善し、またはその減退を防止するための訓練を行なう。
- 8 管理栄養士 1人
利用者の食事管理及び献立の作成、その他給食全般に関すること。
- 9 事務員 2人
必要な事務を行なう。

第7条（介護老人福祉施設介護の内容）

特別養護老人ホーム恒幸園では、利用者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、利用者の心身の状況に応じて、適切な技術をもって介護サービスを提供するものとし、常に利用者の家族との連携を図りながら、次のサービスの提供を行うものとする。

- ① 栄養並びに利用者の心身状況を及び嗜好に考慮した食事の提供。
- ② 1週間に2回以上の入浴。
- ③ 排泄の自立について必要な援助。
- ④ 離床・着替え・整容その他日常生活の上の世話。
- ⑤ 日常生活を送る上で必要な生活機能の改善又は維持のための機能訓練。

- ⑥ 常に利用者の健康状態に注意するとともに、健康維持のための適切な措置。
- ⑦ 利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に応じるとともに、必要な助言その他の援助。
- ⑧ 利用者の過去の生活習慣や環境が継続できるような援助。
- ⑨ 小規模単位の生活空間を活かした個別の援助。

第8条（利用料の受領）

特別養護老人ホーム恒幸園を利用した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該サービスが法定代理受領サービスである時は、介護保険負担割合証に基づいて1割・2割・3割の額とする。

2 法定代理受領サービスに該当しないサービスを提供した場合に利用者から支払を受ける利用料の額と、厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額との間に、不合理な差額が生じないようにするものとする。

3 前1項のほか、居住費としてユニット型指定介護老人福祉施設がユニットの提供を行うことに伴う費用として、厚生労働大臣が定める基準により算定した額を受領する。

居住費として1ヶ月あたり 63,000円

4 前2項のほか、次に掲げる介護保険の給付対象とならないサービスについて、費用を徴収するものとする。

(1) 食事の提供をするサービスの費用として

1日 1,900円

(2) 利用者が選定する特別な食事の提供を行なったことに伴い必要となる費用
実 費

(3) 理美容代 実 費

(4) 貴重品の管理（預貯金通帳・印鑑・証書等）費用 および、
施設の指定する金融機関に預け入れている預金の出納サービス費用として、
3,000円/月

(5) 買物代行 1回につき 300円/回

(6) 買物付添 30分 700円（2時間まで）

*上記に係る希望外出企画料金として別途 1回につき500円かかります。

(7) 通院付添 遠方の場合につき、付き添いに係る費用をいただきます。

(8) 趣味的活動や行事等にもなう費用 実 費

(9) 前各号に掲げるもののほか、介護老人福祉施設サービスにおいて提供される便宜のうち日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるもの。

5 前項の費用の額に係るサービスの提供にあたっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

第9条（利用手続きの説明及び同意）

施設サービスの提供にあたっては、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得るものとする。

第10条（入退所）

特別養護老人ホーム恒幸園は、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることが困難な者に対し、施設サービスを提供するものとする。

- 2 特別養護老人ホーム恒幸園は、正当な理由なく施設サービスの提供を拒むことはできないとする。
- 3 利用申込者が入院治療を必要とする場合その他利用申込者に対し自ら適切な便宜を供与することが困難である場合には、適切な病院若しくは診療所又は介護老人保健施設を紹介する等の適切な措置を速やかに講じることとする。
- 4 利用申込者の利用に際しては、その者の心身の状況、病歴等の把握に努め、別に定める特別養護老人ホーム恒幸園入所指針に基づく入所検討委員会の決定を受けるものとする。
- 5 特別養護老人ホーム恒幸園は、その心身の状況、その置かれている環境等に照らし、居宅において日常生活を営むことができると認められる利用者に対し、その者及びその家族の希望、その者が退所後に置かれることとなる環境を勘案し、その者の円滑な退所のために必要な援助を行うものとする。

第11条（身元引受人）

利用が決定したものは、入所の際、成年者で独立の生計を営むものを身元引受人に定め、別に定める契約書により、利用者と連名で管理者と契約を締結するものとする。

第12条（利用者の心得）

利用者は相愛互助の精神を持って、社会的規範を守り自らも健全な共同生活の運営に努めるとともに、恒幸園の諸規定を守り、職員の好意的指導に従い、自らの生活及び機能の向上を図るものとする。

第13条（禁止行為）

利用者は、施設内で次の行為をしてはならない。

- （1）宗教や信条の相違などで他人を攻撃し、又は自己の利益のために他人の自由を侵すこと。
- （2）けんか、口論、泥酔などで他の利用者等に迷惑を及ぼすこと。
- （3）施設の秩序、風紀を乱し、安全衛生を害すること。

- (4) 指定した場所以外で火気を用いること。
 - (5) 故意に施設若しくは物品に損害を与えこれを持ち出すこと。
- 2 管理者は、利用者が前項の規定に違反し、職員の注意にも従わない場合には利用契約を解除し、退所を求めることができる。

第14条（非常災害対策）

施設介護の提供中に天災その他の災害が発生した場合、職員は利用者の避難等適切な措置を講ずる。又、管理者は、日常的に具体的な対処方法、避難経路及び協力機関等との連携方法を確認し、災害時には、避難等の指揮をとるものとする。

- 2 非常災害に備え、少なくとも6ヶ月に1回は避難、救出その他必要な訓練等を行なうものとする。
- 3 前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。

第15条（業務継続計画の策定等）

施設は、感染症や非常災害の発生時において、入所者に対する指定介護老人福祉施設サービスの提供を継続するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 施設は、職員に対し業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- 3 施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第16条（虐待防止のための措置）

特別養護老人ホーム恒幸園は、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下の措置を講じる。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を設置し定期的に開催するとともにその結果について、職員周知徹底を図る。
- (2) 虐待防止のための指針を整備する。
- (3) 職員に対し、虐待防止のための研修を定期的開催するために研修計画を定める。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

第17条（身体拘束の禁止）

特別養護老人ホーム恒幸園は、サービス提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束等のそ

の他の行動を制限する行為は行わない。また身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録する。

2 施設は身体的拘束等の適正化を図るために次に掲げる措置を講じる。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3ヶ月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他関係する職員に周知徹底を図る。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。

(3) 介護職員その他関係する職員に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施する。

第18条（緊急時における対応方法）

利用者の病状に急変が生じた場合は、速やかに囑託医師に連絡をとり、指示を得て対処するものとする。

第19条（事故発生時の対応）

利用者に対する介護福祉施設サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、当該利用者の家族に連絡を行なうとともに、必要な措置を講じるものとする。

2 利用者に対する介護福祉施設サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、誠意をもって対応し、損害賠償を行なうものとする。

第20条（記録の整理）

特別養護老人ホーム恒幸園は、職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておくものとする。

2 前項のほか、利用者に対する施設サービスの提供に関する諸記録を整備し、その完了の日から5年間保存するものとする。

第21条（苦情処理）

特別養護老人ホーム恒幸園は、利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、相談窓口の設置など、必要な措置を講じるものとする。

2 提供したサービスに関して、市町村が行なう文書などの提出や提示の求め又は当該市町村からの質問や照会に応じるほか、利用者からの苦情に関して市町村が行なう調査にも協力するものとする。市町村から指導又は助言を受けた場合は、それに従って必要な改善を行なうものとする。

3 利用者からの苦情に関して、国民健康保険団体連合会が行なう調査に協力するものとする。又、自ら提供した施設介護サービスに関して国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、それに従って必要な改善を行うものとする。

第22条（衛生管理）

施設において使用する備品等を清潔に保持し、常に衛生管理に十分留意するとともに、医薬品・医療器具の管理を適切に行うものとする。

2 感染症の発生、蔓延を防ぐために必要な措置を講じるものとする。

第23条（地域と連携）

介護老人福祉施設事業の運営にあたっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めるものとする。

第24条（その他）

この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、管理者が定めるものとする。

（付 則）

この規程は、平成15年 4月 1日より施行する。

この規程は、平成17年 3月28日より施行する。

この規程は、平成17年10月 1日より施行する。

この規程は、平成18年 2月 1日より施行する。

この規程は、平成18年 4月 1日より施行する。

この規程は、平成18年10月 1日より施行する。

この規程は、平成22年 4月 1日より施行する。

この規程は、平成27年 8月 1日より施行する。

この規程は、平成30年 8月 1日より施行する。

この規程は、令和 3年 3月 1日より施行する。

この規程は、令和 3年 8月 1日より施行する。

この規程は、令和 4年 4月 1日より施行する。

この規程は、令和 6年 6月 1日より施行する。